

大分県港湾施設管理条例

全部改正：昭和51年3月31日大分県条例第19号

最終改正：令和元年8月1日大分県条例第20号

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、県の管理する港湾施設の管理に関し必要な事項を定め、その安全かつ効率的な利用を図ることにより、県の管理する港湾の適正な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において用いる用語は、別に定めるもののほか、港湾法（昭和25年法律第218号）において用いる用語の例による。

2 この条例において「港湾施設」とは、港湾法第12条第5項の規定により公示された施設をいう。

第2章 使用及び占用

第一節 通常使用

(許可)

第3条 港湾施設を使用しようとする者は、一般使用（貨物の荷さばきその他の使用の目的が終了するまでの間使用の目的に必要な範囲内で使用することをいう。以下同じ。）及び専用使用（期間を限ってその期間が終了するまでの間専用的に使用することをいう。以下同じ。）の種類ごとに、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(許可の基準)

第4条 知事は、前条の許可の申請が次の各号の一に該当すると認める場合は、許可をしてはならない。

- 一 申請者が、第19条第1項の規定により使用の許可の取消しを受け、その取消しのあつた日から起算して2年を経過しないとき。
- 二 申請に係る行為により港湾施設が損傷し、又は汚損されるおそれがあるとき。
- 三 知事が、港湾施設の効率的な利用を確保するため特に必要があると認め、岸壁、上屋、荷さばき地その他の港湾施設を指定して、船舶若しくは貨物の種類別、航路別又は仕向地別にその用途を定めた場合にあつては、当該定められた用途に照らし適切でない認められるとき。
- 四 専用使用にあつては、その期間が1年を超えるとき、又はその期間が1年を超えないものであつても当該期間が当該使用に係る港湾施設の使用の目的その他に照らし適切でない認められるとき。
- 五 申請に係る船舶の所有者等（船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和50年法律第94号）第2条第2項第2号に規定する船舶所有者等をいう。）が、当該船舶の事故により生じた損害の賠償及び当該事故により生じた費用の負担（以下「損害の賠償等」という。）の能力を有しないおそれがある者又は損害の賠償等をしないおそれ

がある者として規則で定めるものであるとき。

六 その他港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれがあるとき。

(変更の許可)

第5条 第3条の許可を受けた者が、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 第4条の規定は、前項の許可について準用する。

(一般使用の期間)

第6条 知事は、一般使用の許可に当たって15日以内の使用期間を定めるものとする。

2 知事は、一般使用の許可をした後、相当の理由があると認めるときは、期間を定めて前項の使用期間を延長することができる。

(第三者使用の禁止)

第7条 第3条の許可を受けた者は、当該許可に係る港湾施設を第三者に使用させてはならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。

第二節 目的外使用

(許可)

第8条 港湾施設をその目的以外の目的に使用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可の申請が、当該港湾施設の目的及び用途を妨げるおそれがないものであり、かつ、当該港湾の開発、利用及び保全に支障を与えるおそれがないものと認める場合を除き、許可をしてはならない。

(変更の許可)

第9条 前条第1項の許可を受けた者が、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の許可について準用する。

(第三者使用の禁止)

第10条 第8条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る港湾施設を第三者に使用させてはならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。

第三節 占用

(許可)

第11条 港湾施設に工作物を設置する等により、当該港湾施設の全部又は一部を占用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定による免許を受けた者が当該免許に係る水域について占用する場合又は港湾法第37条の規定により許可を受け、若しくは協議した者が当該許可若しくは協議に係る行為として占用する場合は、知事の許可を受けることを要しない。

2 知事は、前項の許可の申請が次の各号に適合すると認める場合を除き、許可をしてはならない。

- 一 当該港湾施設の目的及び用途を妨げるおそれがないものであること。
- 二 当該港湾施設を原状に回復することが困難でないものであること。

三 その他当該港湾の開発、利用及び保全に支障を与えるおそれがないものであること。

(変更の許可)

第12条 前条第1項の許可を受けた者が、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の許可について準用する。

(第三者占用の禁止)

第13条 第11条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る港湾施設を第三者に占有させてはならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。

第三章 使用料等

(使用料等の納付)

第14条 港湾施設の使用又は占用の許可を受けた者は、別表第1又は別表第2に掲げる使用料又は占有料（以下この章及び第六章において「使用料等」という。）を納付しなければならない。

2 知事は、第4条第3号の用途が定められた港湾施設について、当該港湾施設に係る使用料の額の5割以内で規則で定める額を当該使用料の額に加算することができる。

3 使用料等の徴収方法、納期及び算定に必要な事項は、この条例に定めるもののほか、規則で定める。

(使用料等の減免)

第15条 知事は、次の各号の一に該当する場合は、使用料等を減額し、又は免除することができる。

一 国又は地方公共団体が公用又は公用の用に供するため港湾施設を使用し、又は占有するとき。

二 災害その他港湾施設の使用又は占用の許可を受けた者の責めに帰することのできない理由により、港湾施設の全部又は一部を使用し、又は占有することができないとき。

三 その他知事が特に理由があると認めるとき。

(使用料等の還付)

第16条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、知事が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金)

第16条の2 別府港駐車場（機械により入退場が管理されるもの）の利用者は、その利用に係る料金を納めなければならない。

2 前項の料金（以下「利用料金」という。）は、別表第3に定める額の範囲内で、指定管理者（第23条に規定する指定管理者のうち別府港駐車場の管理に関する業務を行うものに限る。以下この条において同じ。）が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

3 知事は、指定管理者に利用料金をその収入として収受させるものとする。

4 前2条の規定は、利用料金について準用する。この場合において、前2条中「知事」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

第四章 行為の規制

(禁止行為)

第17条 何人も、港湾施設において、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 貨物、船舶（廃船を含む。）及び車両を放置すること。
- 二 船舶の係留及び貨物の積卸しに支障がある場合においてみだりに漁ろうをすること。
- 三 竹木、土石、ごみ、汚物その他これらに類する物を投棄すること。
- 四 港湾施設を損傷し、又は汚損すること。
- 五 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号）第29条第1項又は第37条の規定により知事が指定する制限区域に正当な理由なく立ち入ること。
- 六 その他港湾施設の機能を妨げるおそれがある行為で規則で定めるもの

(行為の許可)

第18条 港湾施設において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

- 一 くん蒸施設を有する上屋及び倉庫以外の場所においてくん蒸作業を行うこと。
- 二 第11条第1項の許可に係る行為として行う場合を除き、港湾施設の現状に変更を加えること。
- 三 船舶の航行及び停泊、荷役等に支障がある場所において潜水作業を行うこと。
- 四 その他港湾施設の管理上支障が生じるおそれがある行為で規則で定めるもの

第五章 監督

(監督処分)

第19条 知事は、次の各号の一に該当する者に対して、この条例又はこの条例に基づく規則の規定によって与えた許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は作業その他の行為の中止、貨物その他の物件の搬出、船舶の移動、工作物等の改築若しくは除却、作業その他の行為若しくは工作物等により生じた若しくは生ずべき障害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは港湾施設を原状に回復することを命ずることができる。

- 一 この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反した者
 - 二 この条例又はこの条例に基づく規則の規定による許可に付した条件に違反した者
 - 三 偽りその他不正な手段により、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による許可を受けた者
- 2 知事は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。
- 一 許可に係る作業その他の行為につき、又はこれらに係る事業を営むことにつき、他の法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかつたとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失つたとき。

- 二 港湾工事のため、やむを得ない必要を生じたとき。
 - 三 前2号に掲げる場合のほか、港湾施設の安全かつ効率的な利用を図るためその他公益上必要があると認めるとき。
- 3 前2項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくはその委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(報告の徴収等)

- 第20条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定による許可を受けた者から必要な報告を徴し、又はその職員に当該許可に係る行為に係る場所若しくは当該許可を受けた者の事務所若しくは事業場に立ち入り、当該許可に係る行為の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑 則

(入出港届)

- 第21条 船舶(総トン数20トン以上の船舶をいう。)が規則で定める港湾区域に入港したとき、又はその港湾区域から出港しようとするときは、当該船舶の船長若しくはその委任を受けた者又は当該船舶の代理人は、入港届又は出港届を知事に提出しなければならない。

(許可の条件)

- 第22条 知事は、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による許可には、港湾施設の安全かつ効率的な利用その他港湾の適正な管理のために必要な条件を付することができる。
- 2 前項の条件は、許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受けた者に対し、不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(指定管理者による管理)

- 第23条 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、港湾施設の管理に関する業務を行わせることができる。
- 2 前項の場合においては、第3条から第7条までの規定及び前条中「知事」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う業務)

- 第23条の2 知事は、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。
- 一 港湾施設の維持管理及び修繕に関する業務

- 二 港湾施設の使用の許可（工作物の設置を伴うものを除く。）に関する業務
- 三 港湾施設の利用の促進に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務

（管理の基準）

第23条の2 指定管理者は、次に掲げる基準により、港湾施設の管理に関する業務を行わなければならない。

- 一 港湾法その他の関係法令及び条例を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
- 二 港湾施設の維持管理を適切に行うこと。
- 三 業務に関連して取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

（委任）

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第25条 偽りその他不正の行為により使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

2 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- 一 第3条、第5条第1項、第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項、第12条第1項又は第18条の規定に違反した者
- 二 第20条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

3 次の各号の一に該当する者は、科料に処する。

- 一 第17条の規定に違反した者
- 二 第19条第1項又は第2項の規定による知事の命令に従わなかつた者

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和51年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に改正前の大分県港湾施設管理条例又はこれに基づく規則の規定によってした許可、申請その他の処分又は手続は、改正後の大分県港湾施設管理条例又はこれに基づく規則の規定中にこれに相当する規定があるときは、改正後の同条例又はこれに基づく規則によってしたものとみなす。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（野積場、荷さばき地及び附属地に係る使用料の特例）

4 平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の野積場、荷さばき地及び附属地の使用料の額は、第14条第1項の規定にかかわらず、別表第一の使用料の部の野積場、荷さばき地及び附属地の項に定める金額に10分の8を乗じて得た額とする。

（中津港の附属地に係る使用料の特例）

5 平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間の附属地の使用料のうち中津港に係るものの額は、第14条第1項及び前項の規定にかかわらず、別表第一の使用料

の部の附属地の項に定める金額に10分の7を乗じて得た額とする。

- 6 平成24年4月1日から平成29年3月31日までの間に新規に中津港の附属地の使用を開始する場合における使用料の額（その使用開始の月の初日から3年を経過する日までの間のものに限る。）は、第14条第1項の規定にかかわらず、別表第1の使用料の部の附属地の項に定める金額に2分の1を乗じて得た額とする。

（附 則 一部省略）

附 則（平成9年条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年5月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1の使用料の部のコンテナクレーンの項の規定の適用については、平成9年5月1日から令和4年3月31日までは、同項中「66、000円」とあるのは「27、000円」とする。

（附 則 一部省略）

附 則（平成16年条例第28号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現になされている別府港駐車場（機械により入退場が管理されるもの）の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成16年条例第46号）

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第27号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第38号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の大分県港湾施設管理条例第23条に規定する指定管理者の指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の際、現になされている別府港駐車場（機械により入退場が管理されるもの）の許可に係る利用料金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成17年条例第57号）

この条例は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第17号）

この条例は、平成19年5月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年条例第26号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第57号）

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第12号）

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第16条の2、別表第1の占用料の部及び別表第3の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年条例第18号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第1条中別表第1の使用料の部の駐車場の項の改正規定は、同年5月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第23号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第50号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年条例第20号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第1条の規定（別表第1の使用料の部の岸壁棧橋物揚場（小型船用物揚場を除く。）の項の改正規定（「小型船用物揚場」を「小型船舶用物揚場」に改める部分に限る。）、同項の次に一項を加える改正規定、別表第2の使用料（ヨット及びモーターボートに関するもの）の部の大分港坂の市（細）地区の項の改正規定（「小型船用物揚場」を「小型船舶用物揚場」に改める部分に限る。）及び同部に一項を加える改正規定に限る。）は、令和2年4月1日から施行する。